

電気通信紛争処理委員会（第145回）議事録

1 日時

平成26年9月30日(火) 午後3時から午後4時30分

2 場所

第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

中山 隆夫（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、平沢 郁子、山本 和彦
（以上5名）

(2) 特別委員

荒井 耕、加藤 寧、近藤 夏、白井 宏、森 由美子、若林 亜理砂、若林 和子
（以上7名）

(3) 総務省(総合通信基盤局)

富岡 秀夫 電気通信事業部電気通信技術システム課企画官

(4) 総務省(情報流通行政局)

本間 祐一 情報通信政策総合研究官

(5) 事務局

濱西 隆男 事務局長、清水 智之 参事官、三島 由佳 紛争処理調査官、
梅澤 信司 上席調査専門官、市川 憲史 上席調査専門官、
山内 真由美 上席調査専門官

4 議題及び議事概要

(1) 電気通信事業法の一部改正について【公開】

電気通信事業法の一部改正について、総合通信基盤局より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(2) 地方分権改革一括法における放送法の一部改正について【公開】

地方分権改革一括法における放送法の一部改正について、情報流通行政局より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(3) あっせん事案について【非公開】

あっせん事案について、事務局より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(4) 相談事例について【非公開】

相談事例について、事務局より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

※ 議題(3)(4)については、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で開催し、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

5 議事内容

<開会【公開】>

【中山委員長】 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第145回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。本日は委員5名全員が出席されていますので、定足数を満たしております。また、特別委員7名の出席を頂戴しております。

さて、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。議題1及び2については公開といたします。また、議題3及び4につきましては、現在協議中の事案や事業者間交渉の情報などを含むため、当事者又は第三者の権利・利益を保護する観点から、当委員会運営規程第16条第1項の規定により非公開とし、同規程第17条第1項及び第18条第1項により議事録及び資料は非公開といたします。したがって、傍聴者の皆様方には、非公開とする議事が始まる前にご退室いただきますので、よろしくお申し上げます。

議事に入る前に、事務局の人事異動が7月及び8月にございました。濱西事務局長から順番に自己紹介をお願いいただければと思います。

【濱西事務局長】 7月に事務局長になりました濱西と申します。よろしくお申しいたします。

【清水参事官】 7月に参事官になりました清水でございます。4年前に4カ月ほど調査官をさせていただき、2回目になります。お世話になりますが、どうぞよろしくお申しいたします。

【三島紛争処理調査官】 8月に紛争処理調査官で着任いたしました三島と申します。ご指導いただきながら頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお申しいたします。

【中山委員長】 こちらこそ、どうぞよろしくお申し上げます。

＜議題（１）電気通信事業法の一部改正について【公開】＞

【中山委員長】 それでは、議題１の電気通信事業法の一部改正について、総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、富岡企画官からお願いいたします。

【富岡企画官】 はい。それでは、お手元の資料１４５－１をご覧ください。本年６月に公布されました電気通信事業法の一部改正についてご説明いたします。この法改正は、通信サービスが繋がらない、つながりにくいといった電気通信事故への対策に関するものでございます。

まず、１ページ目をご覧ください。法改正の背景等でございます。今日の電気通信ネットワークは、携帯電話を中心とする多様なサービスの提供により設備の構成が複雑化し、また、スマートフォンの普及等により通信量が急増しております。この設備の構成の複雑化ということでは、※１にございますとおり、携帯では音声網とデータ網が併存しており、さらにデータ網では、通信速度や端末を機能させる基本ソフトごとに設備が併存しているという状況でございます。そして通信量の急増という点に関しましては、※２にございますとおり、移動通信の通信量は１年間で約１．７倍、３年間で約７．７倍と急増している状況でございます。

このため、電気通信サービスの重大事故、これは継続時間２時間以上かつ影響利用者数３万人以上の事故でございますが、この重大事故は平成２０年度以降、毎年１５件程度以上発生し、１０年前に比べて倍以上の件数で推移するとともに、規模が拡大しております。例えば平成１５年度におきましては、この重大事故は７件でしたけれども、平成２４年度は１７件の発生というふうが増えております。また規模の拡大につきましては、平成２３年度は約半数の事故が１００万人以上に影響し、平成２４年度は半数超の事故が半日以上継続するなど、大規模化、長時間化しております。さらに、移動通信・ネット関連の事故が増加しているということでございます。

これまでの電気通信設備の技術基準等は、昭和５９年の電気通信事業法の制定時に、固定電話の事故対策を中心に規定されております。今日の電気通信ネットワークでは、携帯電話やインターネットを利用したサービスなど、多様なサービスが提供され、法制定時には状況が大きく変化しております。このため、安心・安全な社会を実現するための仕組み、セーフティネットを整備することを目的として、事故防止に係る諸規定の改正・追加を行ったものでございます。

具体的には、今回の改正は、事業者の自主的な取組による事故防止を基本としつつ、そ

の取組を適切に確保する制度的枠組みを整理する観点から、事故防止に係る措置の内容の充実や対象の見直しを行ったものでございます。

この改正電気通信事業法は、平成26年、今年の6月11日に公布されまして、来春、具体的には来年4月1日を予定しておりますけれども、施行する予定となっております。

次のページをご覧ください。2ページ目ですが、電気通信事故の背景ということで、先ほどご説明したようなことをまとめているところです。この中でキーワードとしましては、左上のネットワークが複雑化・高度化というところにある、設備管理の専門化・細分化ということがまずございます。そのほか右上にソフトウェアのBlack Box化の進展とありますが、そこにソフトウェア開発の外部委託が進むということがございます。こういったことを踏まえながら制度整備を行っております。

次のページをご覧ください。こちらが改正電気通信事業法の概要でございます。まず1番目としまして、管理規程の実効性確保がでございます。事業者ごとに事故防止の取組を作成・届出させる管理規程、これは自主基準という位置付けでございますが、その記載事項として、全社的・横断的な設備管理の方針・体制・方法等を規定しております。これにより、設備管理が専門化・細分化し、設備管理の縦割り化が進む中で多発する設備全体の不整合に起因する事故を防止することを狙いとしております。また、この自主基準である管理規程の変更命令や遵守命令を追加しております。これにより、事業者が管理規程を適切に見直さない場合等の是正措置を確保しております。

2番目ですが、経営レベルの電気通信設備統括管理者の導入でございます。設備管理の専門化・細分化や外部委託等が進む中で、社内の部門間や社外を含めた全体調整、事故防止の方針・体制・方法等への経営陣の主体的関与の強化を図るため、経営レベルの責任者として電気通信設備統括管理者の選任を義務付けております。

3点目が、電気通信主任技術者による監督の実効性確保でございます。この電気通信主任技術者というのは、現場の設備管理の監督責任者でございますが、その具体的な職務内容を総務省令で定め、権限を明確化しております。また、電気通信事業者に対し、選任した電気通信主任技術者がネットワーク関連技術の変化の中、監督に必要な専門知識を維持・向上できるよう、登録講習機関が行う設備の工事、維持・運用の監督に関する講習を受講させることを義務付けております。

4点目としましては、回線非設置事業者への対応でございます。この回線非設置事業者と申しますのは、※にありますとおり、自らは通信回線を保有せず、通信回線を有してい

る事業者、これは回線設置事業者ということで、NTT東西、ドコモ、KDDI、ソフトバンクといった事業者が該当しますが、こういった回線設置事業者から通信回線を借りてサービスを提供する事業者でございます。具体的には、ネット関連事業者などが該当します。このような回線非設置事業者のうち、国民生活に重要な役割を果たすサービス、すなわち有料かつ大規模なサービスを提供する者には回線設置事業者と同様の事故防止の規律を課すことにより、利用者保護を実現しようとするものです。

次の4ページをご覧ください。こちらが、先ほどご説明しました改正電気通信事業法の改正事項の概要をまとめたものでございます。大きな点としましては、まず3列目にありますとおり、電気通信設備統括管理者という経営レベルの責任者を選任する義務を課したということでございます。もう1点では、2行目でございます回線非設置事業者への各種規律の適用ということでございます。

次の5ページをご覧ください。こちらは電気通信事故の防止対策の全体像でございます。①から④まで、平時の対応、事故発生時の対応、事故収束後の対応、事故報告後の対応ということで、こういったサイクルをうまく回すための制度整備を、法改正以外も含めて実施することとしております。

続きまして、6ページをご覧ください。この電気通信紛争処理委員会にも関わってきます電気通信設備統括管理者についての概要でございます。まずは1の選任義務等でございますけれども、設備管理の専門化・細分化や外部委託等が進む中で、社内・社外を含めた全体調整、事故防止の方針・体制・方法等への経営陣の主体的関与を強化するため、経営レベルの責任者として電気通信設備統括管理者の選任を義務付けております。この電気通信設備統括管理者の要件としましては、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位、これは執行役員以上を想定しております。かつ、設備管理に関する一定の実務経験を要件として想定しております。なお、特段の資格は求めておりません。職務としましては、設備管理の方針・体制・方法に関する事項の統括管理でございます。そして、電気通信事業者に対し、電気通信設備統括管理者の意見尊重を義務付けております。これにより、電気通信設備統括管理者の職務遂行上の地位を強化しております。

続きまして、2の解任命令でございますが、電気通信設備統括管理者の事故防止に果たす重要性に鑑み、その職務を怠ることによって事故防止が適切に図られていないと認められる場合は、総務大臣が解任を命じることができるようにしております。この解任命令の手続としまして、電気通信紛争処理委員会の諮問・答申を経るということになっておりま

す。そしてこれとは別途、行政手続法に基づく聴聞を行うこととしております。

参考となります事例としまして、運輸関係で、平成17年にJR西日本の福知山線事故が発生しました。このように、鉄道、自動車、海運、航空等で人為ミスが原因と考えられる事故が多発したことを受けまして、国交省では、平成18年に運輸関係の法律を改正しまして、事業者ごとに安全確保の取組の作成・届出を義務付ける安全管理規程、これは電気通信の管理規程と類似のものでございますが、この安全管理規程の導入、そして経営レベルの安全管理責任者である安全統括管理者の導入といったことを実施しております。そして今年の2月、実際にJR北海道に対して国交省が安全統括管理者の解任命令を出したという事例がございます。これは報道等でもございましたけれども、JR北海道で事故が多発し、あるいは保守・点検のデータの改ざんを行っていたということも踏まえまして、安全統括管理者の解任命令に至ったというものでございます。以上で、私の方から説明を終わります。

【中山委員長】 ありがとうございます。ただ今のご説明に関しまして、ご質問等がございますらお願いいたします。どうぞ。

【荒川委員長代理】 電気通信設備統括管理者は資格が不要ということですが、どういう教育を受けた人になるのでしょうか。

【富岡企画官】 電気通信設備統括管理者の要件のところに、設備管理に関する一定の実務経験と書いてありますとおり、実務経験を重視しております。具体的にどういう実務経験かというのは、これから省令において定める予定ですが、設計・工事・運用の業務又はその監督の経験3年以上という要件を定める予定としております。

【荒川委員長代理】 技術系の人になるのですか。文系の人になるのですか。

【富岡企画官】 設計・工事・運用の業務や監督に従事するということですので、普通は技術系の方が多いであろうと想定しています。

【荒川委員長代理】 分かりました。どうもありがとうございます。

【中山委員長】 ほかにはいかがでしょうか。ほかに特段のご質問等がなければ、質疑を終えたいと思います。富岡企画官にはお忙しい中、誠にありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

(総合通信基盤局退室)

＜議題（２）地方分権改革一括法における放送法の一部改正について【公開】＞

【中山委員長】 それでは続きまして、議題２の地方分権改革一括法における放送法の一部改正について、情報流通行政局、本間情報通信政策総合研究官からお願い申し上げます。

【本間総合研究官】 情報流通行政局の本間でございます。それでは、地方分権改革一括法、第４次一括法における放送法の改正につきまして、ご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料１４５－２と、それから参考ということで、法律の新旧対照表を付けております。この資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず第４次一括法の概要でございます。１ページ目、これは内閣府の地方分権改革推進室で取りまとめている資料でございますが、第４次一括法の概要でございます。これまでも地方分権改革ということで、３次にわたりまして一括法が制定されてきたということがございます。今回は４次ということで、「１．第４次一括法について」という囲みの部分でございますが、地方分権改革推進委員会、これは平成１９年４月に発足いたしまして、平成２２年３月末に終了しました委員会でございますけれども、その委員会におきまして、いくつかの勧告が出されています。その中で残された課題である、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するというので、平成２５年３月に、改めて地方分権改革推進本部が政府内にできまして、その地方分権改革推進本部におきまして、残された課題であるところの、国から地方への事務・権限の移譲等の検討を進めてきたという経緯、背景がございます。

そういう中で、各都道府県から、あるいは全国知事会から、様々な意見・要望がこれまで出されているところでございますけれども、それを地方分権改革推進室で取りまとめ、各府省と調整をし、その結果として３行目にございますが、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」ということで、昨年１２月２０日に閣議決定がされました。その閣議決定を踏まえまして、関係法律の整備をするというものでございます。その中の一つといたしまして、放送法の事務・権限の移譲が入っているということでございます。これは、かねてより都道府県から、有線テレビジョン放送に関する事務・権限について都道府県に移譲できないかという意見・要望が出されていまして、その要望・意見を踏まえ、そして、政府内での調整を踏まえ、今回、一定の要件の下で初めて、都道府県に放送法関係の事務・権限を移譲することになったものでございます。

１ページ目の、「２．改正の内容」ですが、これは政府全体としての一括法の概要の資料で、放送法の関係は出ておりませんが、国から地方公共団体への事務・権限の移譲

の例が記載されております。それから併せて、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲というものもございます。全体として63本の法律、これを一括して改正するという内容になってございます。

その全体像が、次のページでございます。国から地方公共団体、それから都道府県から指定都市と、改正が重複する法律もありますので、重複を除きますと63法律でございます。そのなかで、総務省関係ということで、左側の上から2つ目、放送法ということで、小規模施設特定有線一般放送の業務開始届出等ということで、小規模施設特定有線一般放送という新たな概念を設け、要件を定義いたしまして、その業務に関する事務・権限を都道府県に移譲するというところでございます。法案につきましては、本年の5月28日、先の通常国会におきまして成立し、官報掲載・公布が6月4日でございます。一括法の原則としての施行期日は、来年、平成27年4月1日ということになっておりますが、個別の法律につきましては、施行期日を特に定める必要があるものにつきましては別に定めるということになってございます。放送法の関係の権限移譲の施行期日につきましては平成28年4月1日ということで、一括法の附則において別に定めております。これにつきましては、放送法の実務・権限を都道府県に移譲するのは初めてということもでございます。都道府県との間で事務の引き継ぎですとか、あるいは業務のノウハウの引き継ぎ等をこれから十分やっていくことが必要になってまいりますので、そういう意味での時間的な猶予をいただいているということでございます。

前置きが長くなりましたけれども、それでは小規模施設特定有線一般放送とは一体どういうものかということでございます。それが資料の次のページ、3ページ目でございます。イメージといたしましては、3ページ目の真ん中にありますポンチ絵でございます。具体的には、1点目が辺地の共聴施設、これは有線の放送施設の中でも、田舎で電波が受けづらいところで、共同アンテナで受信しているような地域がございます。そのような辺地の共聴施設での放送の実務・権限。それから2点目が集合住宅。集合住宅も屋上などで電波を受信して各戸に配信しているということで、有線放送の形態の一種でございます。それから3点目が受信障害対策共聴施設。これは都市での受信障害、高層ビル等ができた場合ですとか、あるいは都市ではなくても、例えば、高速道路の近くで受信障害がある場合ですとか、原因は様々ございますけれども、有線の設備を新たに設置して、共同受信をするというような形態がございます。このような地域での受信障害を解消する目的で設置されている施設での放送の実務、権限を今回、都道府県に移譲するというところでございます。

このポンチ絵の左側に数が書いてございますけれども、具体的にどれぐらいの数があるかと申しますと、全国ベースの施設数で約1万4,000、事業者数で約9,000の事業者となっています。このような事業者につきましては、参入する場合には届出が必要でございまして、その届出に関する事務等に移譲していくということでございます。法律上の要件ということであると、その上の(1)にございますが、施設の規模として、端子という概念がございまして、500端子、500加入ぐらいということでお考えいただければと思いますが、その程度の規模の施設。それから、基幹放送の同時再放送のみを行う、自主放送は行っていない事業者。それから、有料放送や区域外の再放送を行っていない、区域内の放送のみを行っている事業者。それから、施設の設置場所、業務区域が一の都道府県の区域内にある事業者。これは、事務管轄という観点からの要件でございまして、以上のような要件を定めているところでございます。

こういう要件の下、都道府県に事務・権限を移譲するということになりまして、移譲する事務・権限につきましては、(2)の移譲する事務・権限というところで3点書いてございます。1つは、参入に関する部分でございまして、業務開始等の届出ということで、開始ですとか変更、承継、廃止といった手続についての事務ということになっております。それから、有線電気通信設備の設置の状況についての資料の要求、業務の状況に関する報告徴収及び立入検査等と書いてございます。有線放送につきましては、道路占用でございまして、あるいは電柱の共架の承諾を得ている、そういう設備を使うという規律になってございます。その関係の規律に関する事務・権限でございまして、それから、法律では雑則という位置付けになってございますが、業務停止命令、あるいは資料の提出要求がございまして、これらが小規模施設特定有線一般放送に係る事務・権限ということで、一括して移譲するものでございます。

以上が、今回の事務・権限の移譲の内容でございまして、それ以下の資料につきましては、放送制度の概要でございまして、4ページ目が、基幹放送と一般放送ということで、放送の制度上、分かれておりまして、今回移譲の対象になるのが、一般放送の中でも一番右側の届出事業者、さらにその一部の事業者ということになってまいります。

それをさらに細かく整理いたしますと、5ページのようになってございます。詳細な説明は省略させていただきますが、一番右側に、小規模施設特定有線一般放送ということで、新たにこういう区分を設けまして、届出については都道府県知事、規律については、×と○とがございまして、2箇所、○が付いている規律が小規模施設特定有線一般放送の

業務に係ってくる規律でございます。再放送の同意ということで、放送法第11条の規律。それから、有線電気通信設備の使用の規律ということで、放送法第145条の関係の規律ということになってまいります。

6ページと7ページにつきましては、再放送の制度あるいは有線電気通信設備の使用に係る規律についての参考の資料になりますが、説明は省略をさせていただきます。

最後になりますが、今回の放送法の改正に関しまして、放送法における電気通信紛争処理委員会のあっせん、仲裁、それから総務大臣の裁定の関係、これらについて改正があったとか、あるいは影響があるというものではございません。したがって、あっせん、仲裁、それから裁定につきましては従来どおりということでございますが、これから関係の政令、省令を整備していくにあたりまして、電気通信紛争処理委員会令におきまして、委員会の資料の提出等の要求という、電気通信紛争処理委員会令第3条がございます。この第3条につきまして、今の規定では、関係行政機関の長に対して資料の提出等を求めることができるようになってございます。この関係行政機関の長というのは、通常、国の行政機関を意味する形で使われる用語でございます。そこはこれからまた整理していくということになりますが、都道府県知事に対しても資料の提出等を求めていくということの検討、それを踏まえた規定の整備というものが必要になってくるということが一つ論点としてあるということでございます。長くなりましたが、以上でございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。ただ今のご説明に関して、事務局から関連のご説明ありますでしょうか。

【清水参事官】 はい。小規模施設特定有線一般放送に係る事務・権限が総務大臣から都道府県知事に移譲されることに伴いまして、もうお話がありましたけれども、当委員会の委員会令を改正する、その検討をする必要がございます。都道府県知事に小規模施設特定有線一般放送の関係の事務・権限が移譲された後も、事業者が再放送の同意に係るあっせん又は裁定を申請する際は、それぞれ当委員会又は総務大臣に対して申請を行うということになります。したがって、あっせん等の検討を進めるに当たっては、当該事業者の施設、それから業務の概要を把握するために、委員会が、届出を受けている都道府県知事に資料の提出等の協力を求めることなどが考えられます。

ただ、説明にありましたように、今の政令上は、国の行政機関の長に対して資料の提出等を求めることができると書いてあるのみですので、都道府県知事にも資料の提出を求めることができるように規定を改正する必要があるのではないかと考えております。この委

員会令の改正につきましては、法律の施行が平成28年4月でございますので、それに向けまして関係機関と調整しながら検討を進めていく予定にしております。結論が出ましたら、また委員会にご報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。ただ今の本間研究官、それから清水参事官のご説明に関しまして、ご質問等ございますでしょうか。

第4次の改正だということですが、第5次もあるのですか。それとも、もう地方分権改革推進委員会から最初に勧告があったところは全部これで終わったということなのでしょうか。

【本間総合研究官】 地方分権改革を取りまとめる担当ではありませんので、お答えできる立場にございませんが、地方分権改革につきましては、現在、さらに地方公共団体その他の関係者からいろいろな要望・意見が地方分権改革推進室に出されていると聞いております。

【中山委員長】 ありがとうございます。ほかによろしゅうございますか。それでは他に特段のご質問等がなければ、質疑を終えたいと思います。本間研究官には、お忙しいところ、大変ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

(情報流通行政局退室)

【中山委員長】 以上で公開の議題は終了となりますので、傍聴者の皆様はご退室をお願い申し上げます。

(傍聴者退室)

<議題(3) あっせん事案について【非公開】>

※ この部分については、非公開にて開催した。

<議題(4) 相談事例について【非公開】>

※ この部分については、非公開にて開催した。

<その他【非公開】>

※ この部分については、非公開にて開催した。

<閉会【非公開】>

※ この部分については、非公開にて開催した。

以上